

上越市議会 石平春彦議長

# JCVの議会中継再開にむけて

2000年9月1日

日本共産党上越市議会議員団

JCVでの議会中継は、多くの市民が議会審議を居ながらにして見聞できるものとして、たいへん人気がある番組です。実況だけでなく夜間などに再放送もされるということは、昼間勤務で視聴できない人達が、帰宅後に視聴することができ、市民が議会を知ることができる絶好のチャンスとなっています。しかしながら6月1日から行われた6月議会が放映されなかったことから、多くの市民の方々から、苦情が寄せられています。9月議会についても、現状では中継・放映されないまま開催されることとなります。

こうした事態に際し、日本共産党上越市議会議員団は、これまでの経過、議会側の許可条件及び8月21日各派代表者会議に示された「議長メモ」、JCVの言い分などを改めて再検討しました。(別紙「JCVの議会中継再開に向けての見解」-以下「見解」)

別紙「見解」に述べましたように、上越市議会の「許可条件」は、報道の自由及びこれを構成する編集権や番組編成権を制約する部分を多々含んでいるといわざるを得ません。そうである以上、中継再開のためには、議会側からアクションを起こし、報道の自由を制限する許可条件を削除して、再提示すべきであります。議会として、中継再開にむけて努力すべきです。

以上、申し入れるものです。

# 「許可条件」を削除し 議会中継を再開すべし

JCVの議会中継が、今年の六月議会から突然行われなくなり、九月議会開会を目前にして、再開のメドが立っていません。

日本共産党上越市議員団は、九月一日石平春彦議長に対し、議会中継がもつ意義、論点につ

いての党の「見解」(裏面に掲載)を付けて、「JCVの議会中継再開にむけて」(別掲)の申し入れを行い、記者会見で発表しました。

「この「申し入れ」は、「市民の知る権利」の保障、「議会の情報公開」の観点から、議会とJCV双方の言い分を整理したの

が特徴です。その結果、議会側の「許可条件」は、「報道の自由及びこれを構成する編集権や番組編成権を制約する部分を多々含んでいるといわざるを得ません。」との結論に達し、議会側から「許可条件を削除して、再提示すべき」との行動を提起したものです。

介護保険料の上乗せで国民健康保険税の滞納増加が予想されることから、政府・厚生省は平成十二年度から、「収納対策」ということで、滞納が発生すると「短期保険証」を交付し、一年間滞納すると「保険証返還・資格証明書交付」、一年半の滞納では「保険給付の一時差止」というように国保法を改悪してしま

## 国保の保険証交付で 上越市に要望

上越民主商工会婦人部

このこと周知する文書が、他市町村に先駆けて国保加入者に送付されたことから、受け取った人たちの間に衝撃を与え、不安と動揺を引き起こしていました。

こうした事態を重視した上越民主商工会婦人部のみなさんが、八月二十二日、上越市に要望書を提出したものです。この行動には、五人の

一、保険証は何人にも無条件で発行してください。  
二、滞納が生ずる状態の把握に努め(例えば、リストアップとか不況による営業不振とか)一方的に処理しないで下さい。  
三、支払いが困難な所帯に延納・分割・減額等の方法があることを広く知らせ、手続きを簡単にして下さい。

上越民主商工会婦人部が提出した要望書の要領事項は、次の三点了。  
一、保険証は何人にも無条件で発行してください。  
二、滞納が生ずる状態の把握に努め(例えば、リストアップとか不況による営業不振とか)一方的に処理しないで下さい。

### 九月議会の日程

月日	会議	部屋	備考
9月11日(月)	本会議	議場(6階)	提案、質疑。
12日(火)	厚生常任委員会	第3委員会室(5階)	樋口議員
13日(水)	厚生常任委員会	第3委員会室(5階)	樋口議員
14日(木)	建設企業委員会	第3委員会室(5階)	
15日~17日	休会		
18日(月)	建設企業委員会	第3委員会室(5階)	
19日(火)	文教経済委員会	第3委員会室(5階)	
20日(水)	文教経済委員会	第3委員会室(5階)	
21日(木)	総務常任委員会	第3委員会室(5階)	杉本議員
22日(金)	総務常任委員会	第3委員会室(5階)	杉本議員
23日~24日	休会		
25日(月)	一般質問	議場(6階)	樋口、杉本両議員
26日(火)	一般質問	議場(6階)	
27日(水)	本会議	議場(6階)	討論、採択。

いずれも午前10時からです。ぜひ、傍聴にお出で下さい。

# 上越民報

2000年9月10日 No.163  
日本共産党上越市議員団  
日本共産党上越市議会議員団  
上越市五智1丁目2番12号  
TEL 43-1890 FAX 43-1875  
編集 杉本敏宏 発行 樋口良子  
TEL 24-3787 44-6802  
FAX 24-3832 44-6802  
http://www.kensin.or.jp/~sugimoto

無視した取り立ては行わない「延納などの方法があることを知らせる」「要望があれば職員が出向いて説明する」などの表明がありました。

# JCVの議会中継再開にむけての見解

2000年9月1日  
日本共産党上越市議会議員団

情報公開の時代であります。まして上越市は、「開かれた市政」を標榜し、議会もまた、情報公開に積極的に取り組んできたところであります。議会の公開という場合、本来、本会議や委員会での審議は、単に「傍聴ができる」というにとどまらず、議会側から積極的に情報発信して行くべきものです。ところが、本道の意味での情報公開です。報道の自由は、情報公開の柱である市民の知る権利を保障する手段の一つでもあります。JCVの議会中継は、議会側から見れば、積極的な情報公開という意味合いも持っているのです。現状は、議会側から、その門戸を閉ざしてしまったということではないでしょうか。

こうした事態に際し、日本共産党上越市議会議員団は、これまでの経過、議会側の許可条件及び8月21日各派代表者会議に示された「議長メモ」、JCVの言い

分などを改めて再検討しました。以下に見解を述べます。

## ●経過

平成8年6月24日に更新した「上越市議会の中継放送許可期間更新について」(以下「旧許可書」という)の許可期間が平成12年3月31日に満了することから、3月16日付けで上越ケーブルビジョン(株)から更新申請が出されました。

上越市議会は、3月28日付けで「旧許可書」では5項目だった許可条件を8項目に増やした上、たくさん規制を盛り込んだ「上越市議会の中継放送許可更新について」(以下「新許可書」という)を上越ケーブルビジョン(株)に発しました。

これに対し、上越ケーブルビジョン(株)からは、3月31日付けで、3項目に渡って理由を付して「報道の自由その他憲法上の権利を侵害する極めて不適当なもの」とする「市議会中継放送許可更新の条件について」(以下「JCV回答」という)を送付されました。

その後、5月26日付けで上越市議会からJCVに対して「許可書(上越第235号)」が出されましたが、JCVからは5月29日

付けて「再考をお願いした条件がそのままであり」「再考いただくまで議会中継放送を差し控えさせていただきます」との文書(以下「再回答」)が送られてきました。以上の結果、議会中継放送が中断したのであります。その後も、議会とJCVとの間でやり取りがあり、8月21日の各派代表者会議で「JCVの議会中継放送に対する許可条件について」議長メモ(以下「議長メモ」という)が示されましたが、このままでは事態は打開せず、中継放送が継続することになりませんでした。

## ●報道の自由について

議会の情報公開という点から考えますと、形式的には「カメラハウスや録音室、集音設備を使用する議会中継という特別な申請に基づき、特別な便宜を与えて許可してきた」「議長メモ」わけですが、実態的には、議会としての情報公開のために、「カメラハウスや録音室、集音設備を使用」させて議会中継をしてもらってきたということでもあります。

「新許可書」の許可条件は、本道に報道の自由を侵すものではないのでしょうか。いかなる形であれ、報道機関が取材したものを、その報道機関の責任のもとで報道することを制限することは、報道の自由を侵すことになりません。「新許可書」の許可条件は、まさに、報道に制限を加えようとするものであり、JCVの二つの

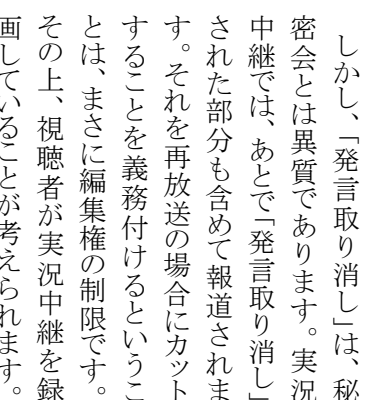


回答が指摘しているように、報道の自由を侵すものと言わざるを得ません。

## ●編集権について、ノーカットの報道について

報道機関が取材したものを自らの判断で編集する編集権は、報道の自由のいっかんをなすものであります。編集というのは、カットしたり繋ぎ合わせたりすることだけではありません。「ノーカットで行う」こともまた編集権の内容であり、プライバシーに関わる部分を報道しないというのもまた編集権の中味であります。

「議長メモ」では、「編集せずノーカットで行う」ことが、「これまでJCVが行ってきたことを有りのまま表現したものに過ぎない」と述べておりますが、ノーカットで放映されてきたのは、ノーカットという編集を行った結果と見るべきです。「旧契約書」のように、「中継放送は、公平とすること」で充分かつ妥当です。「新契約書」の条件は、カットしてはならないという制約であり、まさに編集権の制限です。



## ●議会の決定遵守について

「新契約書」では、「ノーカットで行う」とした上、但し書きとして「議会が決定した場合、その決定を遵守する」と付言しています。JCVは二つの回答書で、「予めこのようなお約束をすることはできません」としています。

「議長メモ」はこのことについて、「議会の決定」とは、議会が発言取り消しや秘密会など議会上の決定をいっているものであり、放送カットなどJCVの編集権に立ち入ることを考えているものではないと弁明しています。「議会の決定」が、もし「秘密会」を指すのであれば、「会議が秘密会となった場合」と銘記すればよいのであります。しかしながら、「秘密会」とは、傍聴者やマスコミを排除して行う会議のことであって、わざわざ断り書きを入れるまでもないものです。

しかし、「発言取り消し」は、秘密会とは異質であります。実況中継では、あとで「発言取り消し」された部分も含めて報道されます。それを再放送の場合にカットすることを義務付けるということは、まさに編集権の制限です。その上、視聴者が実況中継を録画していることが考えられます。



この録画は当然「ノーカット」であり、報道機関にのみカットを義務付けることは問題です。なお付言すれば、これまでの発言取り消しは、形式的には、議員が自発的に自らの発言を取り消したものです。「議会が発言を取り消した場合」に該当すると思われるのは、議員本人が発言取り消しを拒否したために、議長が職権で取り消す場合が考えられますが、これも「議会が発言を取り消した場合」とは厳密には異なります。事実上、「議会が発言を取り消した場合」は存在しません。

そして議員本人が発言を取り消した場合、報道機関が収録したのから当該部分を削除することを要求する可否かは、議会の権限ではなく、議員個人の権限であります。

## ●結論

以上の結論として、上越市議会が出した「新許可書」の「許可条件」は、報道の自由、これを構成する編集権や番組編成権を制約する部分を多々含んでいるといわざるを得ません。そうである以上、中継再開のためには、議会側からアクションを起こし、報道の自由を制限する許可条件を削除して、再提示すべきであります。

議会として、中継再開にむけて努力すべきです。

以上